ちば炎の仲間

発　　行
公益社団法人千葉県LPガス協会広報委員会
〒260-0024　千葉市中央区中央港1-13-1
TEL　043-246-1725
FAX　043-243-6781
E-mail：chibalpg@chibalpg.or.jp
https://www.chibalpg.or.jp
毎月 10 日は保安の日

令和8年度放置等LPガス容器回収事業　開催決定！

放置等ＬＰガス容器による事故防止として、「放置等ＬＰガス容器撲滅運動」を令和７年度事業に実施し、４６６本の容器を処分しました。この実施結果を踏まえ、本運動は「放置等ＬＰガス容器回収事業」と名前を改めた上で、令和８年度も実施することとなりました。

ＬＰガス容器は、本来ＬＰガス容器の所有（占有）者が処理すべきものでありますが、所有者等が判明しないＬＰガス容器が放置されれば、災害につながる恐れがあることから、放置等ＬＰガス容器を回収・処理することにより、県民や一般消費者の安全・安心を確保するため、標記回収事業を実施します。

会員の皆様には回収事業へのご協力をお願いいたします。

項目	変更内容
概要	目的は昨年度の運動と同様に県内の放置容器等を回収し事故防止を図っていくが、年間通して回収依頼の相談があることから、回収事業として実施し、当該事業の中で期間を定めて撲滅運動を実施する。 なお、千葉県でも補助金対象になったことから、県に申請することとする。
実施期間	回収事業の期間：令和８年５月１日（金）～令和９年１月２９日（金） **※回収運動の期間：令和８年７月１日（水）～８月３１日（月）**
回収容器	不要LPガス容器（一般消費者が所有しているLPガス容器であって、現在使用していない容器）のうち、一般消費者が容器を容器検査所等へ持参できる場合は、回収の対象外（処分先を紹介のみ）。 ※所有者が自ら処分できるものは、協会の回収対象にせず、自ら処分ができない（容器本数や高齢等により自ら運搬等処理が困難）及び所有者が判明しない（放置等され処分が困難）場合に限定する。

<放置等LPガス容器回収事業（不要LPガス容器を含む）>

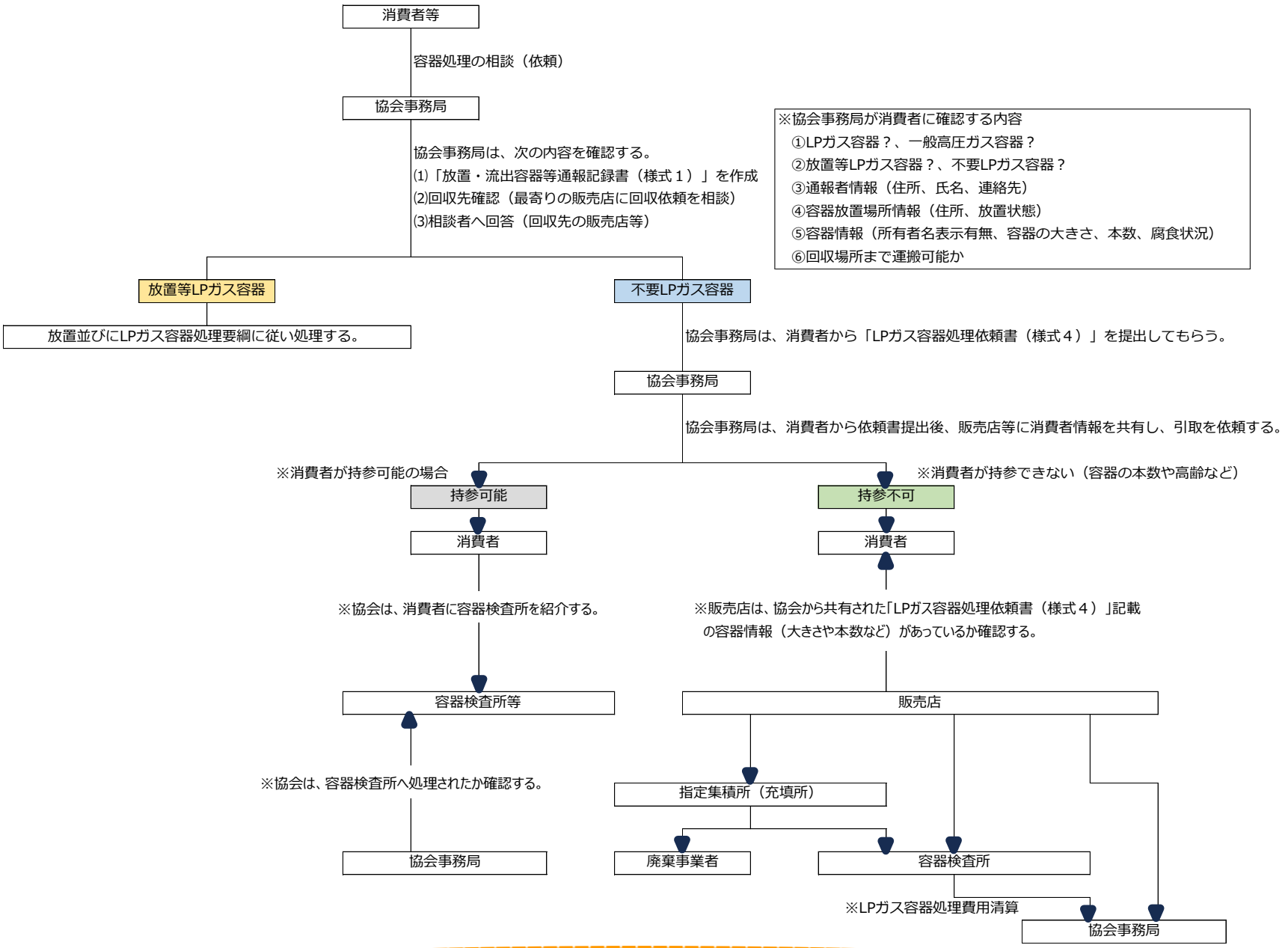

業界最新情報は協会ホームページから！

お知らせコーナー　千葉県防災危機管理部産業保安課　保安対策室

本県の液化石油ガス保安行政の推進につきましては、日頃から御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

１　令和８年度の防災危機管理部産業保安課保安対策室の配置について

４月１日の人事異動により、防災危機管理部産業保安課保安対策室液化石油ガス担当の職員の交代があり、以下の配置になりましたのでお知らせします。

保安対策室

副課長（兼）保安対策室長　長瀬　尚樹
主　幹　小髙　健二

液化石油ガス担当（担当地区）

副主幹　渡辺　敏之（新規）（東葛飾・安房管内）
技　師　鈴木　康生（新規）（市原・香取・海匝・山武管内）
技　師　栗林　薫（新規）（千葉・葛南管内）
技　師　中村　亮太（印旛・長生・夷隅・君津管内）

2　令和８年度 ＬＰガスの事故防止に関する消費者保安啓発用ポスターの募集

県民がＬＰガスの使用に際して、ガスの性質、器具の安全な使い方等の正しい認識を持つことは、ＬＰガスによる事故をなくし「安全で住みよい千葉県」をつくるために大切なことです。

県では、毎年１０月の「ＬＰガス消費者保安月間」に、消費者を対象としたＬＰガスの保安に関する各種啓発行事等を行っております。

その一環として、県内の小学生及び中学生から消費者保安啓発用ポスターを募集します。

【応募資格】千葉県内の小学校、中学校、特別支援学校の児童・生徒
【締切】令和８年９月初旬
【発表】令和８年１０月初旬

通学している小学校、中学校、特別支援学校を通して、下記まで提出していただきます。

【提出先】〒260-8667　千葉市中央区市場町１番１号
千葉県　防災危機管理部　産業保安課　保安対策室　宛
電話：043-223-2729

最優秀賞、優秀賞、優良賞の受賞者については、令和８年１０月開催予定の千葉県高圧ガス保安大会において表彰し、受賞者の作品を千葉県産業保安課ホームページ上で公開します。

各販売事業者におかれましては、児童・生徒や、その保護者の方々に、当ポスターの募集について広報くださるようお願いします。

◆県産業保安課ホームページ URL：https://www.pref.chiba.lg.jp/hoan/

令和8年度　第1回理事会開催！！

公益社団法人千葉県ＬＰガス協会は、去る令和８年４月２２日(水)午後２時より、令和８年度第１回理事会を会場とＷＥＢの併用にて開催しました。

同会は秋元副会長の開会の辞で開会し、小倉会長と県産業保安課の長瀬副課長の挨拶から始まり、議事に入りました。議事は、慎重審議の結果、全議案が原案どおり承認され、木内副会長の閉会の辞により閉会しました。

議題１　第５回定時社員総会の諸準備事項について（審議事項）
第５回定時社員総会の諸準備事項を資料に基づき説明し、承認されました。

議題２　役員改選に伴う理事・監事の選任について（審議事項）
今年度は任期満了に伴う役員改選期であるため、３月１３日に開催された第１回役員等候補選出委員会にて選出された次期理事・監事について、総会へ上程することを審議し、承認されました。

議題３　役員改選に伴う業務執行理事等の選任について（審議事項）
役員改選期であるため、第１回役員等候補選出委員会にて選出された業務執行理事について総会終了後に開催する理事会へ上程することを審議し、承認されました。

議題４　令和８・９年度委員会構成等について（確認事項）
役員改選期であるため、令和８・９年の委員構成について資料に基づき説明し、総会終了後に開催する理事会へ上程することを資料に基づき確認しました。

議題５　令和８年度放置等ＬＰガス容器回収事業について（審議・依頼事項）
令和８年度放置等ＬＰガス容器回収事業について資料に基づき説明し、承認されました。（詳細は１面参照）

議題６　令和８年度情報収集訓練について（審議・依頼事項）
今年度の情報収集訓練内容について資料に基づき説明し、承認されました。訓練時期は８月中～下旬頃となります。

議題７　各種報告事項について（報告事項）
令和８年度会議等スケジュールについてと、委員会（広報・総務委員会）について資料に基づき報告しました。

第31回青年委員会通常総会 開催！！
【新たな時代に攻めの一手を見出す】

去る５月１４日（木）午後３時３０分より、第３１回青年委員会通常総会を、丸高ライフエナジー株式会社（館山市沼 979）にて開催しました。

総会は、越野幹事の司会により、高橋副委員長の開会の辞で幕を開け、片岡委員長からのあいさつの後、高橋副委員長が議長に就任し、右記の議事について審議が行われ、全議案が異議なく承認されました。

改選により、新執行部は右表の通り決定しました。

その後、来賓の小倉会長からご祝辞をいただき、髙見副委員長の閉会の辞で幕を閉じました。

上記総会後には、岡三証券株式会社千葉支店の支店長青木淳様と東條陸也様による「インフレ時代に考える法人資産運用入門」を演題とした記念講演を開催しました。

【片岡委員長】

【青木淳様】

【東條陸也様】

【議　　事】
第１号議案　第31期事業年度事業報告並びに決算承認の件
第２号議案　第32期事業年度事業計画
並びに収支予算書(案)審議の件
第３号議案　役員改選の件

役職名	支部名	氏名	事業所名
幹事	千葉	寺西　志瑞也	㈱ミツウロコヴェッセル 京葉営業所
	市川	越野　僚太	シナネン㈱
	松戸	山口　裕嗣	㈲東屋商店
	印旛	須藤　友春	㈲須藤ガス設備
	印旛	髙見　陽二	㈲髙見商店
	海匝	片岡　大輔	㈱松伊燃料店
	海匝	新行内　健吾	㈲酢屋石油店
	海匝	伊藤　悠	㈲伊藤博俊商店
	香取	髙木　英樹	㈱ＴＡＫＡＧＩ
	香取	大竹　正浩	三井プロパンサハラ㈱
	安房	鈴木　徹平	㈱やます
	安房	高橋　幸丸	丸高ライフエナジー㈱
	長夷	齋藤　浩俊	斎藤液化ガス㈱
監査人	印旛	島田　哲也	㈲島田商会
	安房	小沢　晶太	㈲小沢商店

委員長	海匝	片岡　大輔	㈱松伊燃料店
副委員長	印旛	髙見　陽二	㈲髙見商店
〃	安房	高橋　幸丸	丸高ライフエナジー㈱

７月は保険契約更改です！

保険契約更改のお申し込みについて、昨年度から導入された<u>インターネット手続き【契約管理システム「Ｌ－Ｐin（えるぴん）」】への移行を令和９年度までに１００％とすることを目標としております。</u>今年度のお申し込みには是非、「Ｌ－Ｐin」でのインターネット手続きをご利用ください！！

※<u>昨年度に「Ｌ－Ｐin（えるぴん）」を利用してない事業所にはＩＤ・パスワードが記載されたハガキを郵送いたします。</u>

※ＬＰライフは従来通り書面でのお申し込みとなります。（インターネット申込はできません）

ＬＰガス事業者賠償責任保険の契約更改の日程等の詳細につきましては、協会から<u>６月中旬以降に発送するオレンジ色封筒にて必ずご確認ください。</u>

なお、「Ｌ－Ｐin（えるぴん）」導入により会場参加者が減少した為、今回は会場開催を行わない支部もあります。各会場の実施については上記郵送物にて確認してください。

また、保険更改は郵送での手続きも可能ですのでぜひご利用ください！

◎銀行振込を希望される場合は、事前に協会事務局まで連絡し、トン数等を記入した加入依頼書をＦＡＸもしくはメールで送って下さい。内容確認後、振込金額及び振込先口座をお知らせいたします。

以上、ご協力のほど何卒お願いいたします。

「南房総館山についての紀行」

安房支部　前支部長　原田　貴行　様

私の住む房総半島の南端に位置する館山市は、海と山に抱かれた穏やかな風土をもつ町である。黒潮の影響を受け、冬でも比較的温暖で、どこか時間の流れがゆるやかに感じられる。

朝海辺を歩けば、静かな波音とともに潮の香りが体に染み込み、日々の忙しさを忘れさせてくれる。遠くには漁船が行き交い、港では地元の人々が言葉を交わしながら作業をしている。その素朴なやり取りには、この土地に根付いた人の温かさがにじんでいる。

館山の魅力は海だけではない、少し内陸に入れば里山の風景が広がり、四季折々の自然の変化を身近に感じることができる。春には菜の花や桜が咲き誇り、夏は強い日差しの中で緑が濃さを増す。秋には収穫の喜びがあり、冬は澄んだ空気の中で富士山を望むこともできる。このように自然と共にある暮らしは、都市では得がたい心の余裕を与えてくれる。

また館山は古くから海上交通の要所として栄え、歴史や文化も色濃く残っている。地元の祭りや行事では、地域のつながりの強さを感じることができ、訪れる人々にもどこか懐かしい印象を与えるだろう。観光地としての賑わいを見せる一方で、少し路地に入れば静かな日常が広がっているのも、この町の特徴である。

私はこの館山に暮らしながら、自然と人の営みが調和する風土の豊かさを日々実感している。何気ない日常の中にこそ、この土地の魅力があり、それは決して派手ではないが確かに心に残るものである。

館山という場所は、訪れる人にも住む人にも、やさしく寄り添うような温もりを持った町だと感じている。

【館山駅西口からの絶景！！】

違法な白ナンバートラックへの規制が強化されました

令和８年４月１日より「貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律」が施行されました。

今回の改正でＬＰガス事業者が注意しなければならないことは下記の通りです。

・荷主側（ＬＰガス事業者）が「白ナンバーのトラック」であると認識して有償で運送行為を発注した時点で違法行為になり得ること。

※ＬＰガス配送トラックについては、国土交通省　物流・自動車局　貨物流通事業課より、以下の見解が出されています。

・白ナンバートラックの使用目的は自家用乗用車と同義であり、自社のＬＰガスを自社の車で運ぶことを目的とした上で運賃による利益が発生しなければ、違法行為に当たらない。

・ただし、自社のＬＰガスを委託会社が運んでいて、運賃の請求を受けている場合は、その委託会社は緑ナンバートラックが前提となっている。

改正内容

①　違法な白ナンバーのトラックの利用に係る荷主等への規制

・荷主等**（ＬＰガス事業者）**が、白ナンバーのトラックで有償貨物運送を行う者（以下「違法な白トラ事業者」という。」）に運送委託を行った場合に、新たに処罰の対象となります。

・荷主等が、違法な白トラ事業者に運送を委託している等の疑いがある場合には、国土交通大臣から当該荷主等に要請等を行うことができます。

②委託次数の制限

・貨物自動車運送事業者及び貨物利用運送事業者に対して、再委託の回数を２回以内までとする努力義務が課されます。

③貨物利用運送事業者への書面交付義務等の準用

・現行では貨物自動車運送事業者にのみ課されている運送契約締結時の書面交付義務、実運送体制管理簿作成義務等の規定が、貨物利用運送事業者にも新たに課されます。

会員の皆様におかれましては、今回の法改正について、ご対応をお願いいたします。

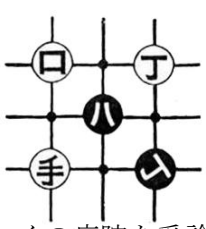

私事ですが、３月下旬に軽い脳梗塞を発症し、人生初の入院を経験しました。朝、「なんだか左足が変だな」と思って近くの病院を受診して紹介状をもらい、そのまま昼前には大学病院に入院となりました。まさかの急展開に、本人が一番驚きました。

幸い、自覚症状はほとんどなく、後遺症もなく、１０日ほどで無事退院できました。大事に至らず、本当に運が良かったと思っています。

とはいえ、普段から朝晩の血圧測定、毎朝のストレッチ、犬の散歩を欠かさず、酒もたばこもやらず、食事にも気をつけていた身としては、「これだけやってもなるのか！」というのが正直な感想です。どこも悪くないと過信していましたが、現実はなかなか手ごわいものです。

まあ、７０歳も見えてくれば、あちこちにガタがくるのも自然なことです。機械だって年数がたてば点検が必要ですから、人間も同じなのでしょう。

皆さんも、健康診断で生活習慣病を指摘されたら、「まだ大丈夫」と油断せず、ぜひ改善に取り組んでください。そして「何か変だ」と思ったら、ためらわず救急車を呼んでください。私のように“そのくらい平気だろう”と自分で運転して病院に行くのは、今思えばかなり危険な事でした。

恥ずかしながら、皆さんへの注意喚起も兼ねての体験報告です。なにごとも健康第一、つくづく実感しました。

高木　秀夫　記

空家の充てん容器は必ず撤去しましょう！